国民健康保険をやめる手続きを忘れずに!

新たに働き始めた職場の健康保険へ加入した際は、国民健康保険をやめる手続き(資格喪失届)が必要です。手続きをしないと、職場の健康保険と国民健康保険の両方に加入していることになり、保険料に加えて国保税も支払う重複課税が起こる場合がありますので忘れずに手続きを行いましょう。また、退職等で職場の健康保険を脱退された場合は、国民健康保険に加入する手続きが必要です。

国民健康保険の手続きは、役場1階の町民税務課町民生活室または、健康センターで行うことができます。

<国民健康保険の資格を喪失するとき>

職場の健康保険に加入、 または家族の健康保険の被扶養者になったとき

【手続きに必要なもの】

- ●新たに加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
- ●資格異動される方のマイナンバーが分かるもの
- ●印鑑

※資格確認書または資格情報のお知らせは加入した方全員分が必要です。

<国民健康保険の資格を取得するとき>

職場の健康保険をやめたとき、 または家族の健康保険の被扶養者から外れたとき

【手続きに必要なもの】

- ●健康保険・厚生年金保険被保険者証資格等喪失連絡票
- ●資格異動される方のマイナンバーが分かるもの
- ●印鑑

○お問い合わせ先 医療介護保険室(内線609)

「後期高齢者医療制度に加入する皆様に資格確認書が届きます」

後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」が届きます。(令和8年7月末まで使える桃色の資格確認書は、7月中にお届けする予定です。)「資格確認書」を医療機関・薬局の窓口で提示すると、これまでの被保険者証と同じように医療を受けることができますので、ご安心ください。

○お問い合わせ先 山形県後期高齢者医療広域連合 事業課 資格管理係 ☎0237-84-0237 最上町健康福祉課 医療介護保険室(内線609)

6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です

食べることは生きることであり、健康な身体と心を育むことにつながります。令和4年県民健康・栄養調査の結果、野菜の平均摂取量(20歳以上)は291.9gで、1日の野菜摂取目標量350gと比較して、約60g不足しています。野菜摂取量が少ない朝食や昼食にあと1皿分の野菜を取り入れてみましょう。包丁いらずのカット野菜や生のまま食べられるトマト、きゅうり、レタスなどを準備する、野菜スープを多めに作る、常備野菜を作り置きするなど、野菜を意識して食べてみましょう。





郷土料理集「伝えたいもがみの味」好評発売中!! 1冊 1,000円(税込) 健康福祉課までお問合せ下さい。

○お問い合わせ先 健康づくり推進室(内線607)

戦没者の遺族に対する特別弔慰金(第十二回特別弔慰金)が支給されます

国は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

<支給対象者>

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

く遺族の順位>

1 位	令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2 位	戦没者等の子(戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます)
3 位	戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有しているか等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4 位	上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、特別弔慰金の対象遺族になりません。

こんなとき、該当になります

- 【例1】 これまでに特別弔慰金を受け取ったことがある。
- 【**例2**】 公務扶助料や遺族年金を受給していた遺族が令和7年3月31日までに亡くなっており、令和7年4月1日現在その他の遺族が生存している。
 - → 遺族の順位の最高位の方が請求できます。
- 【**例3**】 これまで特別弔慰金を受給していた遺族が令和7年3月31日までに亡くなっており、令和7年4月1日現在その他の遺族が生存している。
 - → 遺族の順位の最高位の方が請求できます。

※その他の事例も考えられます。ご不明な方は健康福祉課地域包括支援室までお問い合わせください。

<支給内容> 額面275.000円 5年償還の記名国債

<請求期間> 令和10年3月31日まで

※この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

<請求窓□> 健康福祉課地域包括支援室 ☎43-3117 内線601

※請求者がお住まいの市町村が請求窓口です。

※第十一回特別弔慰金を最上町に請求され、最上町に住所のある弔慰金受給権者には郵送にて ご連絡いたします。

※手続きには時間がかかります。事前に予約してからお越しいただきますようお願いします。

<留意事項> 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。